

# 令和7年宇治田原町議会運営委員会

令和7年11月26日

午後1時開議

## 議事日程

日程第1 令和7年度第4回（12月）定例会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③諸報告について
- ④一般質問について
- ⑤再開日について
- ⑥常任委員会の日程について
- ⑦予算特別委員会の日程について
- ⑧提出議案について
- ⑨議事日程（第1号）について
- ⑩陳情書等について
- ⑪行政諸報告について
- ⑫その他

日程第2 その他

### 1. 出席委員

委員長	10番	藤本英樹	委員
副委員長	1番	谷口茂弘	委員
	2番	光島善正	委員
	9番	山内実貴子	委員
	12番	原田周一	議長

### 1. 欠席委員 なし

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長 谷聰一君

総務政策監 奥谷 明君  
総務理事兼総務課長 村山 弘君  
企画財政課長 中地智之君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 西尾岳士君  
専門官 長谷川みどり君

---

開　　会　　午後 1 時00分

○委員長（藤本英樹）　皆さん、改めまして、こんにちは。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会は、令和 7 年第 4 回定例会における議会運営につきまして、お手元に配付しております会議日程により、ご協議をお願いしたいと思います。

本日の委員会において不適切な発言等がありました場合には、委員長において精査を行うことといたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹）　異議なしと認めます。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。勝谷町長。

○町長（勝谷聰一）　本日は、12月定例会における議会運営委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。

開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

当委員会の藤本委員長をはじめ、委員の皆様にはいろいろとお世話になりますが、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。

今年も残すところ 1 か月余りとなりました。慌ただしい師走が迫ってまいりました。本町特産の古老柿生産も本格化するなど、冬の到来を迎えますが、皆様におかれましてはご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げますとともに、平素から本町行政に格別のご理解とご支援を賜っておりますことに心よりお礼を申し上げます。

さて、ご承知のとおり、故浅田晃弘議員におかれましては、11月 1 日にお亡くなりになりました。あまりにも突然の訃報にいまだに信じられない思いでございますが、生前のご活躍と人柄をしのびまして、改めて心よりご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

そうした中、本日は12月定例会の日程等につきましてご協議いただくところでございますが、ここで一つお願ひがございます。その内容と申しますのは、12月定例会開会日の開会時間前にお時間をいただきまして、議場に故浅田晃弘議員の奥様をお迎えし、その場において私から追悼の辞及び感謝状の贈呈を行わせていただきたいと考えております。できましたならば、議長からも追悼の辞並びに記念品の贈呈を行っていただき、故人に対する哀悼の意を表していただければありがたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

今12月定例会に提案させていただく議案は、条例関係3件、一般議案2件の計5議案でございます。それぞれの議案内容につきましては、後ほどご説明申し上げますが、何とぞよろしくお願ひを申し上げます。

なお、提出議案一覧にてお分かりのとおりでございますが、可能であれば、12月定例会の冒頭においてご提案をさせていただいている人事院勧告に伴う特別職を含む職員の給与関係条例並びにこれに関する各会計の補正予算を、現時点においては計上いたしておりません。これは、国家公務員における給与法が閣議決定されたものの、いまだに国会への法案提出がされていないこと、さらには、政府が決定した総合経済対策について、緊急に地方自治体として対応すべき項目も想定をされるため、上程を少しでも後ろへと、後日へ延ばさせていただけないものかと考えた末の結果でございます。つきましては、これらの議案につきましては、一般質問終了後の当日に追加上程をさせていただきたく、委員各位にはこれらの状況をお酌み取りいただきまして、何とぞご理解賜りますようよろしくお願ひを申し上げます。

最後になりましたが、寒さが本格化してまいります。委員各位におかれましては、ご自愛をいただきまして、ますますご活躍賜りますようお願ひを申し上げまして、開会のご挨拶とさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願ひをいたします。

○委員長（藤本英樹） 原田議長。

○議長（原田周一） 先ほど勝谷町長の挨拶の中にもありましたように、議会といたしましても、12月3日の定例会開会前、午前9時半から故浅田晃弘議員の追悼の辞及び感謝状贈呈式を行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございました。

ただいま説明がありましたように、12月3日の定例会開会前、午前9時30分から故浅田晃弘議員の追悼の辞及び感謝状贈呈式を行うことといたしますので、皆様よろしくお願ひいたします。

これより議事に入りたいと思います。

---

#### ◎令和7年第4回（12月）定例会について

○委員長（藤本英樹） 日程第1、令和7年第4回（12月）定例会についてを議題といたします。

①署名議員につきまして、事務局から説明をお願いいたします。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） 皆様、改めましてこんにちは。

会議録署名議員の指名でございますが、今議会につきましては、議席番号2番、光島善正議員、議席番号10番、藤本英樹議員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（藤本英樹）　ただいまございましたように、2番、光島善正議員、10番、藤本英樹議員といたします。

②会期につきまして、日程は各委員の席に配付しております。会期につきましては、12月3日から12月17日までの15日間といたします。

続きまして、③諸報告について。

議員派遣1件について、10月20日、市町村議会委員長研修会。

続きまして、陳情書2件、要望書3件につきまして、まず陳情書、公共施設内の労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情、2つ目、安全・安心の医療・介護を守るマンパワー確保に向け、全てのケア労働者の待遇改善につながる報酬10%以上の引上げを国に求める陳情、この2点です。

要望書につきましては、1つ目が宇治田原町における茶業振興対策について、2番目が商工会への支援及び財政援助の強化について、3番目に令和8年度予算措置について、お手元に配付のとおりでございます。

陳情・要望につきましては、後ほど取扱いについて協議をいただきたいと思います。

続きまして、4番目、一般質問について、事務局から説明をお願いしたいと思います。  
西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士）　一般質問についてですが、11月20日、21日に通告を受け付けさせていただき、その結果、8名の提出があり、21日の午前9時からは抽選も実施させていただきました。その結果を一覧表にさせていただいております。この8人の質問者の方々を8日、9日でどのようにすればよいかを決定いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（藤本英樹）　今回の一般質問につきましては8名ということでございます。ただいま事務局より説明のありました一般質問表の状況等を踏まえて、8日と9日の振り分けをどのようにすればよいか、ご意見をいただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

特にないようでございましたら、質問が8人の場合には、これまでから1日としておりますので、8日に8人とし、9日は予備日といたしますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認め、1日目に8名全員で行いたいと思います。

続きまして、5番目、再開日について、12月8日月曜日午前10時、一般質問1日目、9日火曜日午前10時、一般質問の予備日、17日水曜日午前10時、閉会予定。

続きまして、6番目、常任委員会の日程につきまして、12月10日水曜日午前10時、総務建設常任委員会、11日木曜日午前10時、文教厚生常任委員会。

7番目、予算特別委員会の日程について、今のところ、予算特別委員会に付託される提出議案はございませんが、先ほど、勝谷町長からのご挨拶にもあったように、補正予算関係が追加提案されることですので、予算特別委員会の日程を12月12日金曜日午前10時としたいと考えます。この日程でご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（藤本英樹） 異議なしと認め、この日程で決定をいたします。

8番目、提出議案について、当局より議案説明をお願いしたいと思います。奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） 失礼いたします。私から今12月定例会に上程させていただきます議案につきまして、概要をご説明申し上げたいと思います。

まず、提出議案一覧をご覧ください。

こちらにございますように、12月議会の開会時におきましては、この一覧のように条例関係3件、一般議案2件、合計5議案の上程を予定いたしております。先ほどの町長のご挨拶の中でお願いを申し上げましたとおり、給与改定に伴います条例議案、また、この給与関係、また、緊急経済対策の中のまた緊急に上程する内容等につきまして、現在調整中でございます。このあたりの議案につきましては、先ほどのとおり追加上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、5議案のうち、まず議案第53号、宇治田原町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するにつきましてご説明を申し上げます。

議案後段の1枚ものの概要資料をご覧ください。

こちらにございますとおり、児童福祉法が一部改正されましたことにより、乳児等通園支援事業、いわゆる子ども誰でも通園制度が創設されたところでございます。この事業は、保育所等に通っていないゼロ歳6か月から満3歳未満の子どもがご父兄の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育所等を利用できる制度でございまして、令和8年度から全国の自治体で実施されるものでございます。この改正に伴いまして、この事業を実

施するための設備や運営に関する基準について、国が定める基準を基に各市町村で条例を制定する必要がございますことから、本町におきましても関係する条例を今回制定させていただくものでございます。

以下、概要にございますように、利用対象者は、今申し上げましたゼロ歳6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子ども、利用可能時間は子ども1人当たりにつき10時間までとされております。また、利用料等につきましては、この条例の中にはうたってはおりませんが、今後、各実施される施設等で時間当たり300円程度として利用料も定められるというようになっておる制度でございます。

2番で、条例の概要が記入させていただいておりますが、法に基づきましてこの基準の内容を定めていくわけですが、法律の内容も必ず従うべき部分と、その法律の基準に基づいて、一定参酌して各自治体で決めていいよという部分がございます。

この資料の裏面をご覧ください。

いろいろな事項がございますが、この表の左側が従うべき基準、参酌すべき基準は右側なんですけれども、その表の下にございますように、米印、本町におけるこの条例の制定につきましては、国と異なる基準を定める特段の理由はございませんので、一定のこの規定を除き、国の基準と同様の内容とする、要は基本的に国の基準に倣うとしているものでございます。ただ、こちらにございます設備及び職員の基準の特例を定める規定を除き、国と同内容にするということで、この特例を定める規定というのは、一定基準を求めるわけですけれども、例えば離島等におきましては人員なり面積とかそういうものの基準を緩和することができるという特例規定がございます。ただ、本町の場合はそのような地理的な特例を必要とする地域でもございませんので、本町といたしましては基本的に全て国の基準を準拠しているというよう理解いただければと考えております。

この下に、乳児等通園支援事業者の一般原則でありますとか設備の基準、保育室の基準面積等を定めておりましたり、職員の基準の人数とかというのをこの条例で定めるものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第54号、宇治田原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてということで、これも1枚ものの概要資料をご覧ください。

これ、いわゆる番号法で定めるところの独自利用事務をこの条例でうたう、すなわち

マイナンバーを使っていろいろな事務ができるようになるというのが法律の趣旨でございますけれども、国で定められた業務以外に、各市町村で独自の業務に利用しようとする場合は、各自治体の条例で、こうこうこういう事務でマイナンバーを使うことができるということを独自利用事務として条例に定める必要があるんですけれども、このたび、障がい者の方々における医療費助成、公費負担、医療費の助成でございますけれども、これにつきましてもマイナンバーを使って支援できるようにしようとするものでございます。

具体的に申し上げますと、障がい児をお持ちの方々には自立支援医療という言葉で、更生医療ですか、お子様には育成医療という言葉も使われておりますが、そういう公費助成制度がございます。これにつきましては国で基本的に所得に応じて一定自己負担が定められておるんですが、京都府と市町村で国の基準をさらに下回る自己負担の制度を設けてございます。その国制度を上回る部分の独自支援ということに対して、このマイナンバーを使おうとすると独自利用として使えるよということを定めておく必要がございますので、今回条例に、この部分を使えますよということで条例に追加させていただくものでございます。

ちなみに、これをすることによってどういうメリットがあるかと申しますと、例えば、現在、自立支援医療とかをお受けになられる対象者の方は、基本的に病院とかにお出し頂くときには保険証と本町が出します受給者証、要はこの方は所得に応じてこれだけの負担ですよという部分の受給者証を作成しておりますけれども、今後はそういうものを、受給者証を付せずともマイナンバーカードさえ医療機関に提出していただければ、その方の公費負担が市町村独自の制度も加味されて請求されるというようなメリットがございます。今すぐにではございませんけれども、今後、システム改修等を通じましてそういうことができるよう、あらかじめしておくというものでございます。

続きまして、議案第55号、宇治田原町水道事業給水条例及び宇治田原町公共下水道条例の一部を改正する条例を制定するについてでございます。

これにつきましても1枚ものの概要資料をご覧ください。

これにつきましては、皆様ご存じのとおり、令和6年能登半島地震におきましては、水道管ですか下水道管が大きな痛手を受けまして、工事業者さん等の確保が非常に困難となりまして復旧が遅れたというような事態が発生したところでございます。これを踏まえまして、国からの通知もあるわけでございますけれども、基本的には、災害、その他非常の場合においては、管理者が認めるときは他の市町村長の指定を受けた事業者

さんにおいても給水装置や排水設備等の工事を行うようにできるというように改正するものでございます。

というように、基本的には当該市町村で給水装置や排水装置を工事できる方は、その市町村で指定を受けた事業者に限るということが、通常どこの市町でもされておられるわけですけれども、国通知に基づきまして、復旧を迅速に進めるという立場から、まずは水道事業給水条例につきましても、他の市町村、または他の市町村長の指定を受けた給水事業装置、事業者であっても工事を行うことができるようになります。また、下水道条例におきましても、管理者が認めるときは他の市町村長の指定を受けた指定工事店であっても工事を行うようにすることができるという旨の改正を今回行おうとするものでございます。

続きまして、議案第56号、財産の取得についてでございます。

これも議案書ご覧のとおり、このたび学校給食調理場におきまして連続式小型電気フライヤー及び食油ろ過機、これを一般競争入札によりまして業者から購入いたします。700万円以上の財産の取得につきましては、本町条例に基づきまして議会の議決が必要となりますので、こちらにおきまして議決をいただくべく議案提案をさせていただくものでございます。

最後になりますが、議案第57号、城南衛生管理組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてということで、これも1枚ものの概要がございます。こちらをご覧いただきたいんですけども、本町を含む3市3町で構成しております城南衛生管理組合、一部事務組合でございますけれども、この組合が構成市町以外の地方公共団体より委託処理を受けることにつきましては、現組合の規約上、想定されておりません。したがいまして、その業務を受けるためには組合規約の一部変更が必要となってまいります。一部事務組合の規約を変更する場合には、構成市町村の議会の議決が必要となりますことから、今回議決を求めようとさせていただくものでございます。

2番に変更内容等と書いておりますように、共同処理する事務の追加といたしまして、組合以外の団体より委託処理の受入れを可能とするため、組合の共同処理する事務として、組合市町以外の地方公共団体からの受託処理に関する事務を追加するものでございます。線で囲っておりますところが組合規約第3条、組合の共同処理する事務ということで、これまでの業務に加えまして、第4号を加えまして、組合市町以外の地方公共団体からの受託処置に関する事務を追加するものでございます。

具体的に、どうしてこれが必要になっているかということでございますが、(2)番に書

いておりますように、現在の乙訓環境衛生組合、乙訓地域の市町で構成されております組合でございますが、こちらでつかさどっておられますし尿及び浄化槽汚泥の処理を、規模の縮小上、城南衛管のほうに委託するということができるようにするために、城南衛管の組合規約を変更しようとするものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、各構成市町議会での議決をいただいた後に、関係するその市町による協議書を作成いたしまして、京都府に許可申請をするという流れでございます。

以上、私のほうから5議案のご説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、以上で提出議案についてを終わりたいと思います。

9番目、議事日程（第1号）について、義務局から説明をお願いしたいと思います。西尾局長。

○議会事務局長（西尾岳士） お手元に配付させていただいております令和7年第4回宇治田原町議会定例会議事日程（第1号）についてご説明させていただきたいと思います。令和7年12月3日水曜日午前10時が開議でございます。

日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、議席番号2番、光島善正議員、議席番号10番、藤本英樹議員にお願いをさせていただく予定しております。

日程第2、会期の決定でございますが、これにつきましても、先ほど委員長のほうからご確認いただきました12月3日から12月17日までの15日間とさせていただきたく思っております。

日程第3、諸報告でございますが、10月20日の市町村議会委員長研修の議員派遣報告1件がございます。また、お手元にお配りしております陳情書2件、要望書3件がございますので、後ほどご協議いただければと思っております。その後、町長から開会のご挨拶が入る予定となっておりますので、よろしくお願いします。

町長からの開会のご挨拶の後、暫時休憩をさせていただき、委員会室において全員協議会を開催いただき、故浅田晃弘議員のご逝去に伴い欠員となっている議会運営委員会

委員の補充選任をご協議いただく予定をしております。

全員協議会終了後、本会議場に戻っていただきまして、日程第4、議会運営委員会委員の補充選任について、委員会条例第6条第4項の規定により、議長から補充する議会運営委員をご指名いただく予定をしております。

日程第5から日程第9までの条例関係3件、一般議案2件の5議案全てにつきまして、一括提案を予定させていただいております。お手元に付託議案一覧をお配りさせていただいておりますが、議案第55号及び議案第57号につきましては総務建設常任委員会へ、議案第53号及び議案第54号、議案第56号につきましては文教厚生常任委員会へ付託を予定させていただいております。いずれにつきましても付託前質疑後、それぞれの委員会へ付託をさせていただきたく考えております。

議事日程（第1号）についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（藤本英樹） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいと思います。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、先ほど事務局から説明がございましたように、12月3日の開会日に故浅田晃弘議員のご逝去に伴い欠員となっている議会運営委員会委員の補充選任を行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議事日程（第1号）について終わりたいと思います。

10番目、陳情書等について。

お手元に配付しておりますが、陳情書2件、要望書3件の受付をしております。

まず、陳情書のほうですけれども、1つ目、公共施設内での労組加入、政党機関紙の勧誘等に関する調査及び是正を求める陳情。

労働組合（職員団体）の加入・継続に当たり、職員が負担感や心理的圧を感じていないか、また、政党機関紙の購読勧誘の有無、勧誘時に心理的圧力が生じていないか等を調査・確認し、確認された場合には行政として適切な是正措置を求める陳情でございます。

どのようにすればよいか、ご検討いただきたいと思います。山内委員。

○委員（山内実貴子） まずは議場配付でいいと思います。

○委員長（藤本英樹） ありがとうございます。

ただいま議場配付のお声をいただきましたけれども、ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、3日に議場配付することにいたします。

2番目、安全・安心の医療・介護を守るマンパワー確保に向け、全てのケア労働者の処遇改善につながる報酬10%以上の引上げを国に求める陳情。

医療や介護現場等で働く全てのケア労働者の賃上げと人員増に向け、ケア労働者の処遇改善につながる報酬10%以上の引上げを求める意見書を国に対して提出願いたいというものでございます。

どのように対応すればよいか、ご検討いただけたらと思います。光島委員。

○委員（光島善正） 議場配付。

○委員長（藤本英樹） ただいま議場配付のお声をいただきました。3日に議場配付とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、3日に議場配付といたします。

続きまして、要望書ですけれども、宇治田原町における茶業振興対策について。

近年の物価高騰により、農業機械、肥料、農薬等、全てにおいて毎年のように価格上昇している現状において、国、府、町単独の事業補助金による茶業振興への積極的な投資を求める要望でございます。

どのように対応すればよいか、ご検討いただけたらと思います。光島委員。

○委員（光島善正） 議場配付で。

○委員長（藤本英樹） ただいま議場配付のお声をいただきました。3日に議場配付とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、3日に議場配付といたします。

続きまして、商工会への支援及び財政援助の強化について。

商工会への財政措置について、京都府小規模事業経営支援事業費補助金相当額の2分の1以上の予算を令和8年度予算に計上等を求める要望でございます。

また、引き続いて、令和8年度予算措置として、1番目、府小規模事業経営支援事業費補助金の2分の1以上の支援、2番目、地域振興事業費に対する支援、3番目、需要（販路）拡大応援事業の継続拡充、4番目、創業支援補助金の継続及び展示会・商談会への応援補助金の新設、5番目、プレミアム商品券の継続販売、6番目、町単独融資制

度の創設、7番目、町商工センターの改修等を令和8年度予算に計上することを求める要望でございます。

どのように対応すればよいか、ご検討いただけたらと思います。光島委員。

○委員（光島善正） 議場配付でお願いします。

○委員長（藤本英樹） 町商工会等の要望書につきましては、毎年提出されておりまして、議場配付しているものでございます。ただいまも議場配付とお声をいただきましたので、3日に議場配付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹） ないようでございますので、3日に議場配付といたします。

続きまして、11番目、行政諸報告について。奥谷政策監。

○総務政策監（奥谷 明） 私のほうから全員協議会における報告内容等につきまして申し上げたいと存じます。

まず、全員協議会の予定でございますけれども、お願い申し上げたいのは、まず、12月3日開会日につきましては、行政側からの報告案件等はございません。

12月17日最終日、閉会後の全員協議会におきまして、行政側のほうから4件の内容につきましてご説明・ご報告申し上げたいと考えてございます。

まず、1つ目につきましては町の組織体制についてということで、本町の組織体制、令和8年4月1日から見直すべく、現在内部協議を進めておるところでございます。そのためには、3月議会におきまして組織条例等の改正も必要になってこようかと思いますが、現時点における行政側の検討状況につきまして、12月段階での状況を皆様方にご報告・ご説明申し上げたいと考えておりますのが、まず1点でございます。

2件目につきましては、建設工事等請負契約の状況、1,000万円以上の契約の状況につきましてご報告を申し上げます。

3番目、4番目につきましてですけれども、例年、12月のこの時期にさせていただいておりますとおり、まず3番目、宇治田原町の財政状況についてということで、財政シミュレーションでございます。今後の本町の財政状況の見込み等につきましてご説明を申し上げたいと存じます。

そして、4番目が、宇治田原町第7次行政改革大綱・実施計画の取組結果についてということで、これも先般、外部評価委員会の意見をいただきましたものですから、これまでの取組内容、また、委員会からのご意見等をまとめまして、ご説明を申し上げたいと考えております。

以上、この4件につきまして、最終日の全員協議会でご報告を説明申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（藤本英樹）　ただいまの行政諸報告につきましては、開会日の12月3日の全員協議会は、行政側からの報告案件はなしということですので、本会議の散会後の全員協議会は行いませんが、議会運営委員会委員の補充選任に関する全員協議会を暫時休憩中に開催いたしますので、ご留意いただけたらと思います。

また、閉会日の12月17日の全員協議会では、1番目、町の組織体制について、2番目、建設工事等請負契約の状況（1,000万円以上）について、3番目、宇治田原町の財政状況（財政シミュレーション）について、4番目、宇治田原町第7次行政改革大綱・実施計画の取組結果についてを報告を願うこととしたく思っております。

今後何かあれば、17日の閉会後の全員協議会で対応したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

その他ございませんか。何かありましたらご発言いただけたらと思います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹）　ないようでございますので、私のほうから12月19日に開会予定の中学生議会について、11月28日に出前講座を行うこととしております。その際に、今後のスケジュール等の打合せも併せて行いますので、12月3日の本会議散会後の議員協議会でその内容を報告させていただきたいと思います。

また、今後の議会運営委員会の予定でございますが、追加議案の提出が予定されておりませんので、12月3日水曜日、議員協議会終了後に開会したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上、定例会についてはこれで終了いたします。

---

## ◎その他

○委員長（藤本英樹）　日程第2、その他、何かございましたらご発言お願ひいたします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤本英樹）　ないようでございますので、以上をもちまして、第4回定例会の議会運営委員会を閉会いたします。

どうも本日はご苦労さまでございました。

閉　　会　　午後1時36分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長 藤本英樹